

徳島県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号			路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
3 2			山城東祖 谷山	同	同	新	九・〇〇〃五二・〇	五九七・九
			三好市池田町松尾大申一 九二番二地先から 同 一 四二番六地先まで	旧		旧	四・〇〇〃九〇・六	一、五四六・九
				同	同	新	九・〇〇〃九〇・六	五九七・九